

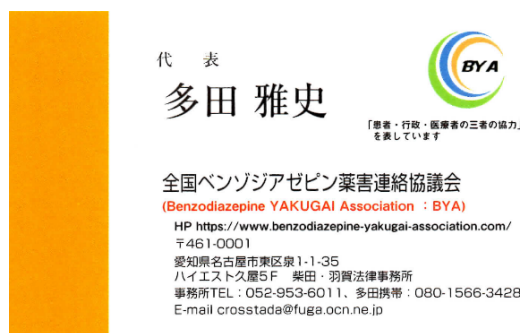


全国ベンゾジアゼピン薬害連絡協議会  
Benzodiazepine YAKUGAI Association

「薬物依存症者と家族フォーラム」(令和2年8月23日)  
(NCNP 松本俊彦医師が講師) への参加に対する抗議書

法務省 横浜保護観察所  
所長 杉山 弘晃 殿

令和2年8月12日  
全国ベンゾジアゼピン薬害連絡協議会  
代表 多田 雅史



BYA-HP: <https://www.benzodiazepine-yakugai-association.com/>

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

当会は、2017年11月に設立され、すでに400名余の会員を有するベンゾジアゼピン系薬物(向精神薬)の副作用による被害者の会です。今回、神奈川県タウンニュースで「薬物依存症者と家族フォーラム」(令和2年8月23日)(資料1)の記事を見て、以下の趣旨及び理由で、本抗議書をお送りするものです。

## 1. 趣旨

「薬物依存症者と家族フォーラム」(令和2年8月23日)に、横浜保護観察所は保護観察官等を出席させるべきではなく、国立精神・神経医療研究センター(NCNP)薬物依存研究部長の松本俊彦医師が提唱する違法薬物に関する誤った政策に、御省が同調しているとの誤解を国民に与えるべきではない。

## 2. 理由

(1) 同フォーラムの昨年の様子の記事によれば、横浜保護観察官及び国立精神・神経医療研究センター(NCNP)薬物依存研究部長の松本俊彦医師



が講師として登場しています。当会が、本抗議書をお送りした理由は、N C N Pの松本俊彦医師が薬物依存研究者として講師に参加している点です。同医師は、①大麻・覚醒剤の違法薬物の非刑罰化及び自由化（資料2及び3）、②医療機関が処方した向精神薬ベンゾジアゼピン系薬物の副作用の否定を提唱しており、当会は、この人物を薬物依存関連の講演会に講師とすることは、極めて遺憾であり、強く抗議するものです。

(2) 同フォーラムは、報道記事によれば、N P O法人「横浜ひまわり家族会」（岡田三男理事長）及び市障害者社会参加推進センターが主催し、特定N P O法人「横浜ダルク・ケア・センター」の共催とされており、御省が主催又は共催されていないようですが、講師として保護観察官等が登壇されているため、法務省及び横浜保護観察所が、松本俊彦医師が提唱する①大麻・覚醒剤の違法薬物の非刑罰化及び自由化の政策に賛同し、その方向で政策を進めようと計画されていると参加者及び国民に誤解を与えるおそれがあります。

(3) 近年、我が国では、急速に大麻及び覚せい剤等の違法薬物の密輸入及び違法所持又は使用事案が多発していることはご承知のとおりです。同医師が提唱する政策は、「違法薬物の使用者の増加により、違法薬物使用者が社会復帰できないため、①大麻・覚醒剤の違法薬物の非刑罰化及び自由化を図る」といった誤った政策であり、そのような考え方は本末転倒であり、逆に、我が国を違法薬物大国に貶める危険性が極めて高いものであるため、当会は同医師の提唱に強く反対しています。なお、当会は、薬物依存症患者の回復を支援する政策には賛同します。

(4) また、同医師が提唱する②医療機関が処方する向精神薬のベンゾジアゼピン系薬物の副作用の否定は、医師が処方した医薬品による医療事故を隠蔽し、医原性疾患を患者の特性に責任転換し、被害者の救済を拒むもので、当会の活動とは真逆の方向であり、同医師の提唱に対して強く反対し抗議する活動を行っています。

(5) 以上より、法務省及び横浜保護観察所は、N C N Pの松本俊彦医師が参加する「薬物依存症者と家族フォーラム」（令和2年8月23日）に対して、参加者及び国民が「法務省及び横浜保護観察所が、同医師が提唱する上記①及び②の誤った政策に対して賛成している」との誤解をしないように、保護観察官等の出席を控えていただきたい。なお、当会は、同様の趣旨の抗議文を法務省政策立案総括審議官にも郵送しています。

敬具



全国ベンゾジアゼピン薬害連絡協議会  
Benzodiazepine YAKUGAI Association

資料

1. 薬物依存症の回復支援を（タウンニュース記事）2020年8月6日号
2. 違法薬物使用を非犯罪化し、治療・支援を―朝日新聞（薬物は罪ですか）  
―2019年12月13日記事
3. 「くすりをやった」と言える治療の現場を―松本医師が“医師が違法薬物  
使用者を警察等に通報しなくてもよい法制度の整備”を提唱

以上



全国ベンゾジアゼピン薬害連絡協議会

協議会の連絡先

愛知県及び東京都に連絡先を置く

愛知県（暫定仮）

柴田・羽賀法律事務所

〒461-0001 名古屋市東区泉1-1-35

ハイエスト久屋5F Tel : 052-953-6011

